

令和 6 年度 寒川町監査計画

寒川町監査基準第 7 条第 1 項の規定に基づく令和 6 年度の監査計画は次のとおりとする。

1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、町の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と町政への信頼確保に努めるため、寒川町監査基準に基づいた監査を実施するものとする。

監査の観点は、合規性や正確性のみならず、経済性、効率性及び有効性の観点からも行い、事務改善につながるような指導又は助言を行う。

監査の実施は、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、内部統制に留意して行う。

2 監査等の種類、対象、時期及び実施体制

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ正確に行われているかを主眼とし監査を実施する。また、より少ない費用で最大限の効果を得ているかという観点からも、必要に応じ行政監査の趣旨に基づき監査を実施する。

(監査項目は、予算執行、収入、支出、会計事務、契約関係、事務事業執行、課税徴収事務、工事執行、補助金その他財政的援助、現金及び有価証券の出納保管、財産関係、債務負担行為、内部統制、庶務事務など。)

(2) 財政援助団体等監査

町が財政援助を行っている団体等（指定管理者や補助団体）の出納その他の事務が、法令、協定、要綱等に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。また、町の指導・監督が適切に行われているか、財務及びその他の事務の執行が適正か、目的に沿っているかなどに着目して監査を実施する。

(3) 決算審査

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを審査する。

(4) 例月出納検査

毎月、会計管理者及び公営企業（下水道事業特別会計）管理者が保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金）の出納の計数及び現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを検査する。

(5) 基金運用審査

資金の運用状況示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査する。

(6) 健全化判断比率等審査

普通会計の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性を確認するとともに、これらの比率がその書類に基づいて正確に算定されているかどうかを審査する。

(7) 随時監査

ア 補助金及び交付金等の交付事務が交付目的に沿って適正に行われているか、また、補助事業の成果の確認や、精算が適正であるかという観点から補助金等監査を実施する。

イ 監査対象工事調査に基づき必要があると認めるときに、対象工事の設計、施工等が適正、適法に行われているかという観点から工事監査を実施する。また、監査を実施するに当たっては、専門技術士に書類及び現地技術調査を委託する。

(8) その他の監査等

必要に応じて法令等に基づき実施する。

(9) 監査等対象及び監査時期

別表の「監査等年間計画表」、「監査等実施一覧」のとおりとする。

(10) 監査の実施体制

監査委員による質疑、実査並びに監査委員事務局職員により実施。

3 監査等の結果に対する措置

寒川町監査基準及び寒川町監査等事務取扱要領により、監査等の結果、適切な措置又は改善を要すると認められる場合は、その程度に応じて「指摘・指導事項」又は「留意事項」とし、必要に応じ監査委員の意見を添え、監査結果報告を作成し公表する。

特に措置を講ずる必要がある事項については勧告し、措置状況の報告を求める。

4 その他

(1) 寒川町監査基準及び寒川町監査等事務取扱要領に基づき監査を行う。

(2) 本計画に修正が必要となった場合は、監査委員協議により変更決定する。

令和6年度監査等年間計画表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	根 拠 法 令 ※「法」…地方自治法 「公企法」…地方公営企業法
1	定期監査	← 5年度事業対象 →							← 6年度事業対象 →					法第199条第1項・第4項
2	例月出納検査(各会計)	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	法第235条の2第1項
3	決算審査(各会計)			← →										法第233条第2項 公企法第30条第2項
	基金の運用状況の審査			← →										法第241条第5項
	健全化判断比率等の審査				← →									地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
4	財政的援助団体等の監査						↔			↔				法第199条第7項
5	随時監査					↔								法第199条第1項・第5項
6	行政監査	必 要 が あ れ ば 実 施												法第199条第2項
	指定金融機関等の監査	必 要 が あ れ ば 実 施												法第235条の2第2項 公企法第27条の2第1項
	その他の請求、要求等による 監査、措置	直接請求による監査(法第75条第3項)、議会の請求による監査(法第98条第2項)、 長の要求による監査(法第199条第6項)、住民の請求による監査(法第242条第5項)、 議会から送付を受けた請願の措置(法第125条)												
	損害賠償の監査	職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項、公企法第34条)												

令和6年度 監査等実施一覧

1 定期監査

説明は、午後1時30分からです。また、議会等の日程等により変更になる場合は、随時調整いたします。★:決算審査同日実施

対 象 機 関 名			資料 提出期限	予備監査期日	説明日	場所	本監査 期日	公表 (報告)
令和5 年度分対象	1	企画部 広報戦略課	4/16 (火)	5 月 8 日 (水) ～ 10 日 (金)	5/9 (木)	議1	5/31 (金)	
	2	選挙管理委員会	4/24 (水)	5 月 14 日 (火) ～ 16 日 (木)	5/15 (水)	議1		
	3	教育委員会 学校教育課	4/25 (木)	5 月 20 日 (月) ～ 22 日 (水)	5/21 (火)	議1		
	4	総務部 人事課	5/17 (金)	6 月 4 日 (火) ～ 6 日 (木)	6/5 (水)	災対	6/26 (水)	
	5	総務部 総務課	5/23 (木)	6 月 11 日 (火) ～ 13 日 (木)	6/12 (水)	災対		
	6	総務部 税務収納課	6/19 (水)	7 月 10 日 (水) ～ 12 日 (金)	★7/11 (木)	議1	7/31 (水)	
	7	学び育成部 保育幼稚園課	6/25 (火)	7 月 17 日 (水) ～ 19 日 (金)	★7/18 (木)	議1		
	8	会計課	7/2 (火)	7 月 24 日 (水) ～ 25 日 (木)	★7/24 (水)	議1		
	9	企画部 財政課	7/22 (月)	8 月 5 日 (月) ～ 7 日 (水)	8/6 (火)	議1	8/20 (火)	
	10	学び育成部 スポーツ課	7/23 (火)	8 月 9 日 (金) ～ 14 日 (水)	8/13 (火)	議1		
	11	教育委員会 教育施設給食課	9/10 (火)	10 月 2 日 (水) ～ 4 日 (金)	10/3 (木)	議1	10/29 (火)	
	12	健康福祉部 健康づくり課	9/19 (木)	10 月 8 日 (火) ～ 10 日 (木)	10/9 (水)	議1		
	13	環境経済部 農政課	9/24 (火)	10 月 15 日 (火) ～ 17 日 (木)	10/16 (水)	議1		
令和6 年度分対象	14	町民部 町民安全課	10/23 (水)	11 月 11 日 (月) ～ 13 日 (水)	11/12 (火)	議1	11/28 (木)	
	15	教育委員会 一之宮小学校	10/28 (月)	11 月 18 日 (月) ～ 19 日 (火)	11/19 (火)	25号車		
	16	教育委員会 旭が丘中学校	11/5 (火)	11 月 25 日 (月) ～ 26 日 (火)	11/26 (火)	25号車		
	17	企画部 企画政策課	12/13 (金)	1 月 7 日 (火) ～ 9 日 (木)	1/8 (水)	議1	1/31 (金)	
	18	学び育成部 学び推進課	12/16 (月)	1 月 15 日 (水) ～ 17 日 (金)	1/16 (木)	議1		
	19	環境経済部 環境課	12/20 (金)	1 月 20 日 (月) ～ 22 日 (水)	1/21 (火)	議1		
	20	教育委員会 教育政策課	1/23 (木)	2 月 12 日 (水) ～ 14 日 (金)	2/13 (木)	議1	2/21 (金)	

* 詳細については、別途通知します。

2 例月出納検査

対 象 月	資料提出期限	予備検査期日	場所	本検査期日	公表 (報告)
3 月 分	4月19日 (金)	4 月 22 日 (月) ～ 4 月 25 日 (木)	監査	4月26日(金)	
4 月 分	5月24日 (金)	5 月 27 日 (月) ～ 5 月 30 日 (木)	監査	5月31日(金)	
5 月 分	6月19日 (水)	6 月 20 日 (木) ～ 6 月 25 日 (火)	監査	6月26日(水)	
6 月 分	7月24日 (水)	7 月 25 日 (木) ～ 7 月 30 日 (火)	監査	7月31日(水)	
7 月 分	8月13日 (火)	8 月 14 日 (水) ～ 8 月 19 日 (月)	監査	8月20日(火)	
8 月 分	9月17日 (火)	9 月 18 日 (水) ～ 9 月 24 日 (火)	監査	9月25日(水)	
9 月 分	10月22日 (火)	10 月 23 日 (水) ～ 10 月 28 日 (月)	監査	10月29日(火)	
10 月 分	11月21日 (木)	11 月 22 日 (金) ～ 11 月 27 日 (水)	監査	11月28日(木)	
11 月 分	12月18日 (水)	12 月 19 日 (木) ～ 12 月 24 日 (火)	監査	12月25日(水)	
12 月 分	1月24日 (金)	1 月 27 日 (月) ～ 1 月 30 日 (木)	監査	1月31日(金)	
1 月 分	2月14日 (金)	2 月 17 日 (月) ～ 2 月 20 日 (木)	監査	2月21日(金)	
2 月 分	3月18日 (火)	3 月 19 日 (水) ～ 3 月 25 日 (火)	監査	3月26日(水)	

3 決算審査・基金の運用状況の審査・健全化判断比率等の審査

対象機関名	資料提出期限	説 明 ・ 質 疑 (各期日の午後を予定)	場所	審査期間
総務部 財産管理課	6月20日(木) (下水は6/25(火))	7 月 5 日 (金) 終日	議1	6月22日(木)
健康福祉部 保険年金課				ゝ
健康福祉部 高齢介護課				
都市建設部 下水道課				8月10日(木)
総務部 税務収納課	6月19日(水)	7 月 11 日 (木) ※定期予備監査と併せて実施	議1	
学び育成部 保育幼稚園課	6月25日(火)	7 月 18 日 (木) ※定期予備監査と併せて実施	議1	
会計課	7月2日(火)	7 月 24 日 (水) ※定期予備監査と併せて実施	議1	
企画部 財政課	7月22日(月)	8 月 6 日 (火) ※定期予備監査と併せて実施	議1	

* 詳細については、別途通知します。

4 財政的援助団体等の監査
公の施設の指定管理者

監 査 対 象	資料提出期限	予備監査期日	本監査期日	場所	所管課への講評	公表 (報告)
① 寒川町地域集会施設	8月16日(金)	9月4日(水)～9月5日(木)	9月11日(水)	25号車 東3	9月25日(水) 午前	
指定管理者＝地域集会所運営委員会連絡協議会						
所管課＝町民部 町民協働課						
② 寒川町営さむかわテニスコート	11月20日(水)	12月9日(月)～12月10日(火)	12月16日(月)	25号車 町営 プール	12月25日(水) 午前	
指定管理者＝ハヤシグループ						
所管課＝学び育成部 スポーツ課						

* 詳細については、別途通知します。

5 随時監査

監査対象	対象機関名	資料提出期限	予備監査期日	本監査期日	公表 (報告)
補助金等監査	町民部 町民窓口課	8/9(金)	8月27日(火)～8月30日(金)	9月25日 (水) 午前	
工事監査	未定	未定		未定	

* 詳細については、別途通知します。

令和7年度 定期監査等計画(案)

	監査対象	令和6年度分対象							令和7年度分対象				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査・決算審査	企画政策課												
	財政課★												
	広報戦略課												
	総務課												
	人事課												
	財産管理課												
	税務収納課												
	町民協働課												
	町民安全課												
	町民窓口課												
	福祉課												
	高齢介護課★												
	保険年金課★												
	健康づくり課												
	子育て支援課												
	保育幼稚園課												
	学び推進課												
	スポーツ課												
	産業振興課												
	農政課												
	農業委員会事務局												
	環境課												
	道路課												
	下水道課★												
	都市計画課												
	倉見拠点づくり課												
	都市整備課												
	会計課												
	議会事務局												
	選挙管理委員会事務局												
	監査委員事務局												
	教育政策課												
	学校教育課												
	教育施設給食課												
	町立小学校（1校）												
	町立中学校（1校）												
	財政援助団体等監査												
	随時監査												
	例月出納検査												

-----▶決算審査 ★:決算審査同時実施

* 監査等実施時期や対象課等は、確定したものではありません。